② 共同申込みの場合

イ 施工実績

a 共同企業体の代表者は①イの実績を有すること。

b 共同企業体の代表者以外の構成員については、平成15年度から掲示日の前日までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませたＲＣ造又はＳＲＣ造建築物の施工実績を有すること（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ロ 設計実績　構成員のうちの１者が①ロａからcを満たすこと又は実施設計を行う者が①ロを満たすこと。

⒀ 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。）を本工事に専任※で配置できること（共同申込みの場合は、共同企業体の全ての構成員が配置できること。）。

※対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者（監理技術者においては、緩和要件なし。）がこれらの建設工事を（原則として２件程度）を管理することができる事とする。

・「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成26.2.3付国土建第272号）

① 一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、二級建築士又は２級施工管理技士の有資格者でよい。）。

② 平成15年度から掲示日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては⑿①イに掲げる工事について、①の有資格者としての経験を有する者（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、工事実績は問わない。）であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種の工事の経験とはみなさない。

ａ 対象工事の契約時点で⒀①の資格を有していること。

ｂ 対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

なお、恒常的雇用関係とは申請書、資料及び単価見積書の提出日に雇用関係があることをいう。

⒁ 施工体制に関し、次の要件を備えていること。

① 会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

② 施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

③ 構造上主要な部分（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、（一社）プレハブ建築協会の「ＰＣ部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。

⒂ 住宅建物に係る設計計画が適正であること。

⒃ 次に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。

なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には別紙８－１元請適用除外誓約書及び別紙８－２を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する次の書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、次に示すいずれかの書面とする。

・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し

・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

⒄ 共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⒃をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

① 各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30％以上、３者で構成される場合にあっては、20％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⒅ 共同企業体としての資格の認定申請等

① 認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、４⑵の申請書、資料及び単価見積書の提出に先立ち、当機構指定様式による入札説明書別添「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない（あらかじめシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに提出すること。問い合わせ先は６⑴とする。）。

なお、４⑵の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

② 認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３ 設計業務の受託者等

⑴ ２⑻の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社山設計工房

⑵ ２⑻の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

４ 入札手続等

⑴ 入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等（以下「交付資料」という。）の交付を希望する場合は、別添のＦＡＸ専用の申込書を次の期間に送付し、申し込むこと。ただし送料、印刷費等が発生する場合、実費分は申請者負担とする。

【受付期間、申込先、送信先、問合先】

受付期間：平成30年４月27日（金）から平成30年６月11日（月）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月27日から１月４日まで）を除く毎日、午前10時から午後４時まで

申込先：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者株式会社ブルーホップ

送信先：ＦＡＸ　03―5323―2408（注　この番号は、工務課のＦＡＸ番号）

問合先：６⑵に同じ。